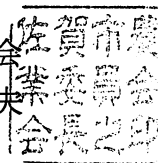


平成24年 5 月 22日

原 田 伸 介 様

佐賀市農業委員会  
会長 坂井 邦夫



法令根拠がない農地転用運用基準の見直しの撤回について(回答)

佐賀市への提言ありがとうございます。

ご提言いただいた条件付分譲住宅の農地転用運用基準については、佐賀市の運用として佐賀市が判断しています。

なお、請求にかかる公文書は取得していません。

ご意見は、今後の農業委員会行政の参考にさせていただきます。

【担当部署】

農業委員会 農地係

担当者：永渕

電 話 40-7341

E-mail:nogyo@city.saga.lg.jp

平成24年5月9日

佐賀市農業委員会会長 坂井邦夫 様

佐賀市本庄町大字本庄18番地2  
行政書士 原田 信 介



法令根拠がない農地転用運用基準の、見直しの撤回についてのお願い

現在、佐賀市農業委員会では、佐賀県が平成20年4月より運用している条件付分譲住宅の許可の取扱いについて、平成23年7月頃よりその取扱いを一部変更して運用されているとのことでありますが、その変更された事由が正当な理由によるものか疑義があります。

そもそも佐賀県がおこなっている、法令根拠がない農地転用運用基準の見直しをするのであれば他県と同様に、根本から条件付分譲住宅の許可の取扱いそのものを見直す必要があるのではないのでしょうか？

万一、それが出来ないようであれば、その取扱いを一部変更して運用されているのを元に戻すのが妥当なものではないのでしょうか？

尚、佐賀市農業委員会は、条件付分譲住宅の許可の取扱いが法令に抵触していない根拠資料をお持ちでしたら、ぜひ公開をして下さい。

参考までに佐賀県の回答は下記のとおりです。

佐賀市農業委員会会長様の回答を願います。

#### 記

農漁第164号  
平成24年5月7日

条件付分譲住宅の許可が農地法に抵触しないことが分かる文書

条件付分譲住宅の許可の取扱いについては、県の運用であり、県で判断している。このため、請求に係る公文書は、取得していない。

---

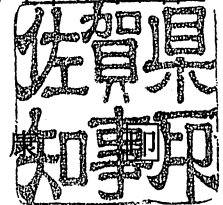
以上

公文書不存在決定通知書

農漁第164号  
平成24年5月7日

原田信介 様

佐賀県知事 古川



平成24年4月25日付けで開示請求のあつた公文書については、佐賀県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書が不存在のため開示しないことと決定したので通知します。

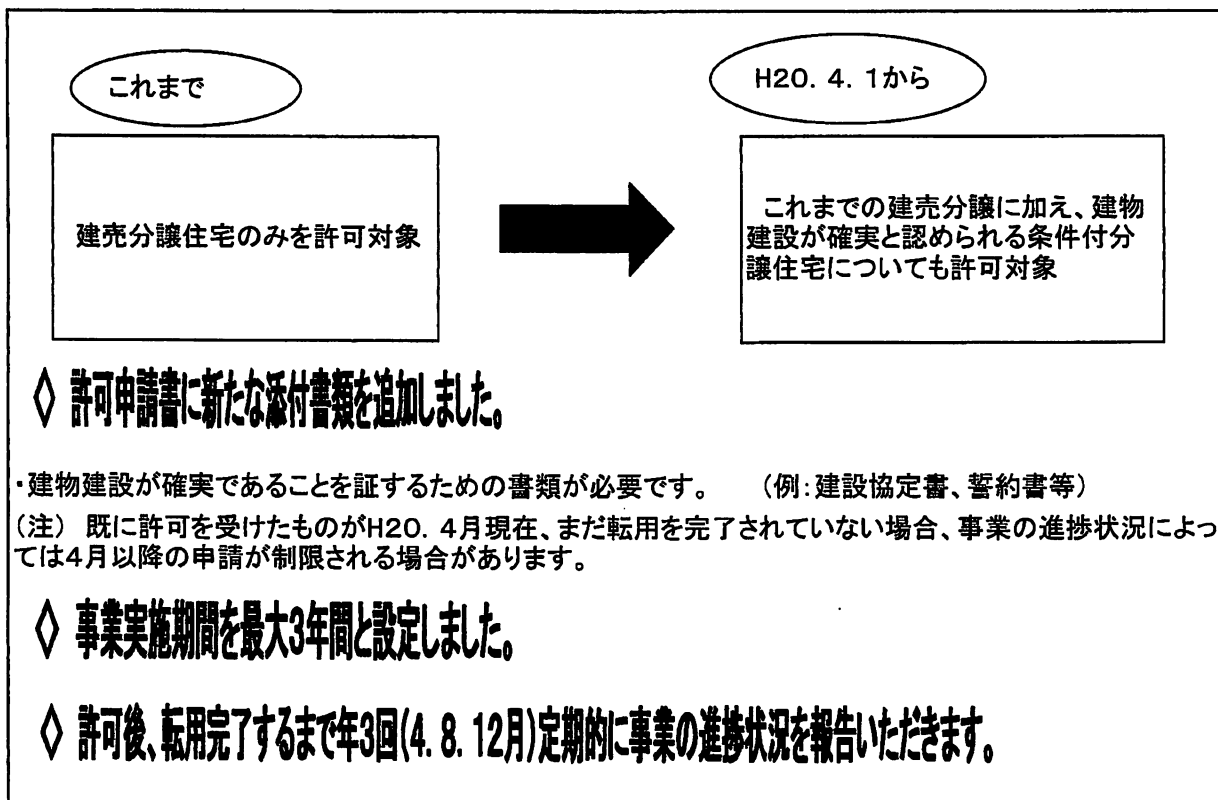
なお、この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。

請求に係る公文書の 件名又は内容	条件付分譲住宅の許可が農地法に抵触しないことが分かる文書
存在しない理由	条件付分譲住宅の許可の取扱いについては、県の運用であり、県で判断している。このため、請求に係る公文書は、取得していない。
担 当 部 局	県土づくり本部 農山漁村課 農地調整担当 電話番号(代表) 0952-25-7123 (内線) 2385
公開窓口の電話番号	(代表) 0952-24-2111 (内線) 1181
備 考	

# 建売分譲住宅への農地転用が変わります

平成20年4月以降、一定の条件を満たす条件付分譲住宅についても転用許可の申請が可能となります。



## 切替手続きについて

H20. 3月までに建売分譲住宅への転用許可を受け、まだ転用完了されていない方（以下、「経過措置対象者」と言います。）が、4月以降、上記にあたる条件付分譲住宅での事業実施を行われる場合、事業の切替を行うことができます。

経過措置対象者に対して、事業の切替を行われるかどうかの意向調査通知に併せ、切替手続きに必要な書類を4月中に送付いたします。

切替期間は6月30日までとし、事業切替を行われる場合は、農業委員会へ必要書類を揃え提出してください。

※ 新規申請の様式は、各市町農業委員会窓口、県庁農山漁村課にあります。

※ 新規申請及び切替手続きについては、下記までお問い合わせください。

佐賀県 県土づくり本部 農山漁村課 農地調整担当 TEL 0952-25-7123  
FAX 0952-25-7284